

「パートナーシップ構築宣言」

当協会は、会員企業の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1.サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

会員企業を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、会員企業とその取引先との共存共栄の構築を目指します。

その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入など取引先の事情に合わせた業務の実施やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

〈IT 実装支援〉

DX推進のためデジタル人材の確保と育成、サイバーセキュリティ対策等の支援に取り組みます。

〈専門人材マッチング〉

事業継続と持続的な成長のため企業間の人材移動のための仕組みづくりとマッチング活動に取り組みます。

〈健康経営に関する取り組み〉

健康経営の推進のためノウハウや事例の共有と健康増進施策の共同実施に取り組みます。

〈グリーン化の取り組み〉

気候変動への対応・脱炭素化に向けて、ノウハウや事例の共有と人材育成の支援に取り組みます。

〈人権尊重の取り組み〉

企業における人権尊重の周知・啓発と実践、情報開示の支援に取り組みます。

2.「振興基準」の遵守

会員企業とその取引先において、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）が遵守され、企業間のパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇に伴い取引価格の見直しの要請があった場合には、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

型の取り扱い条件を明確にして取引を行うとともに、不要な型の廃棄を促進するとともに、量産終了後の型の無償保管要請を行わないよう十分に配慮します。

③ 手形などの支払条件

下請事業者との取引に対する代金は現金で支払います。手形で払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払いサイトを60日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形にもとづいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3.その他

- ・愛知県経営者協会が2017年に策定した「働き方改革宣言」に基づき、会員企業と取引先における働き方改革の支援に積極的に取り組み、多様な人材が働きやすい職場環境の整備により社員一人ひとりの健康を維持し、生産性を高め、創造性が發揮される職場を目指します。
- ・パートナーシップ構築宣言の趣旨を広報し、趣旨に賛同する会員企業の取り組みを支援します。

2022年11月7日

愛知県経営者協会 会長 大島 卓